

委 託 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 宮崎県警察会計担当官 平居 秀一（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、宮崎県警察学校射撃場排煙設備ファンユニット
フィルター交換ほか業務委託について次のとおり契約を締結する。

1 契約事項 下記のとおり

2 契約金額 ￥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇－

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ ●●●, ●●●－

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）
第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第
72条の83の規定に基づき算出した額である。

3 契約期間 契約締結日 から 令和8年3月13日 まで

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを
受託するものとする。

名称 宮崎県警察学校射撃場排煙設備ファンユニットフィルター交換ほか業務委託

場所 宮崎市大坪東1丁目

2 乙は、別添仕様書に基づき委託業務を実施するものとする。

3 仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、免除する。

（委託料金の支払）

第3条 乙は、委託業務完了後、甲による履行確認を受け、表記2に規定する契約金額を
甲に請求するものとする。甲は、乙の適法な請求書を受理した日から、30日以内（以下
「約定期間」という。）に委託料金を乙に支払うものとする。

（料金の改定）

第4条 物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は3箇月前の事前の
通知により、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（支払遅延利息）

第5条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合
は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し
契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条
の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払
わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない
理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないもの
とする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払
うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの
とする。

（実地調査等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必
要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果品等の提出)

第7条 乙は、委託業務を完了したときは、仕様書に示した期日までに成果品及び業務の成果に関する報告書（以下「成果品等」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第8条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(契約の解除及び違約金)

第9条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に、以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

- ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
- ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
- (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
- (3) 乙が第10条第1項に該当する場合
- (4) 乙が第17条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
- (5) 乙が第18条に規定する個人情報取扱特記事項第17に該当する場合
- (6) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として本件業務を行わなかった期間に相当する金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第6号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。
- (私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)
- 第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規程による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- (私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)
- 第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。（損害賠償）

第12条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

第13条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の14日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（管轄裁判所）

第14条 本契約に関する紛争は、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。（秘密の保持）

第15条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は

利用してはならない。第13条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第16条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第17条 暴力団排除に関する条項については、別紙「暴力団排除条項」によるものとする。

(個人情報の取扱い)

第18条 乙は、甲から提供を受けた個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、適正に取り扱わなければならない。

(特記事項)

第19条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官

宮崎県警察会計担当官 平居 秀一

乙

業務委託仕様書

1 委託名称

宮崎県警察学校射撃場排煙設備ファンユニットフィルター交換ほか業務委託

2 履行場所

宮崎市大坪東1丁目1-35 宮崎県警察学校射撃場

3 履行期限

(1) フィルター交換作業等

令和8年2月27日（金）までに完了すること。

(2) 交換済み廃フィルター最終処分

下記10に示す業務報告書の提出期限までに完了すること。

なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）のE票の写しを業務報告書に添付する必要があるため、最終処分の日付が提出期限日以降になることがないように作業日程を調整すること。

4 フィルター交換作業等実施日

(1) 射撃場における作業実施日については、土曜日、日曜日、祝日を除く平日で、概ね午前9時から午後5時までの間で実施するものとする。

(2) 具体的日時にあつては、発注者と受注者の双方で事前に協議の上決定し、実施するものとする。

5 作業内容

(1) 給気ファンユニット用フィルターの清掃作業

ア パネル型エアフィルター（FSU-1用、FSU-2用）

PS/600N（再生型） 36枚の清掃

※ フィルターを取り外し、洗浄、乾燥させた後再度取り付けること。

(2) 排気ファンユニット用フィルターの交換作業

ア パネル型エアフィルター（FEU-1用、FEU-2用）

DS-340R-31-M（非再生型） 36枚の交換

※ パネル型エアフィルターについては、既存の枠を利用し、濾材のみを交換すること。

イ 折込み型中性能フィルター（FEU-2用）

VZE-90M-56F 18枚の交換

※1 交換作業に当たっては、マスク、メガネ、防護服（キャップを含む。）、防護手袋、防護長靴等を使用し、作業員の鉛被害を防止すること。

※2 交換作業時には塵埃がユニット外に出ないように注意して作業すること。

ウ 折込み型高性能フィルター（FEU-1用、FEU-2用）

VH-100-500AW 36枚の交換

※1 交換作業に当たっては、マスク、メガネ、防護服（キャップを含む。）、防護手袋、防護長靴等を使用し、作業員の鉛被害を防止すること。

※2 交換作業時には塵埃がユニット外に出ないように注意して作業すること。

(3) 送風機点検（給気ファンFSU-1・FSU-2、排気ファンFEU-1・FEU-2）

ア 型式等

別添ファンユニット仕様表のとおり

イ 点検内容

・電動機絶縁測定

・軸受のグリス補充

グリスは、良質のグリスを使用すること。

グリスは、アルバニアグリス2、ダフニーコロネックス2、マルチパーパス2、

モビラックス 2 同等品

- ・ V ベルト点検調整
- ・ 外観等目視点検
- ・ 電源盤内及び接続端子類の確認
- ・ 送風機回転数の変更調整（インバータボリューム調整作業）

(4) 運転確認

- ・ 送風機運転電流確認
- ・ 振動、異音等の有無確認
- ・ フィルター差圧リレーの測定

(5) 使用済フィルターの廃棄処分

ア 廃棄する排気ファンユニット用フィルターは、業務を受託する者（以下「受注者」という。）の責任において実施することとするが、鉛を含んでいるため、業務を委託する者（以下「発注者」という。）の事前了承を得た処分場において持込み処分を行うこと。

※ 参考処分方法・・・フィルター自体は特別管理産業廃棄物ではないが、高炉での焼却処分（外気に鉛成分がでない方法）を推奨。埋め立て処分不可。

イ 交換済み廃フィルターの収集運搬及び処分処理費用については、本件契約額に含めるものとし、受注者において収集運搬及び処分処理を行う場合を除き、収集運搬業者及び処分処理業者への支払いは、受注者が行うものとする。

(6) 法令等の遵守

本業務は、鉛を取り扱うものであることから、関係法令等を遵守し、作業員及び環境等に配慮した作業を実施すること。

6 補償

- (1) 作業実施において生じた損害及び人身の障害は、受注者が補償すること。
- (2) 業務完了後 1 年間に於いて、業務実施不良に起因する障害が発生し、またそのおそれがあるときは、受注者が補償すること。

7 業務計画等の提出

受注者は、あらかじめ適宜の様式により業務計画及び作業員名簿を提出しなければならない。

8 業務管理

- (1) 作業場所においては火気厳禁とし、担当職員の指定した場所以外は厳禁とする。
- (2) 作業場所の清掃、整理整頓を常に行い、作業従事者の安全、衛生及び盗難の防止並びに第三者への災害防止、第三者財産の損壊防止など工事現場の管理に万全を期すること。

9 検査

- (1) 業務が終了したときは検査を受けること。
- (2) 検査に必要な準備は、全て受注者が行うこと。

10 業務報告書の提出

受注者は、業務完了後、「支出負担行為担当官 宮崎県警察会計担当官」宛の業務報告書（作業前・作業中・作業後の各工程がわかる写真とその内容説明を記載した写真台帳）を成果品として令和 8 年 3 月 13 日（金）までに発注者に提出すること。

11 その他

- (1) 本作業は、本仕様書に基づき行うこととするが、特に明記のない事項については、関係法令に準拠して実施すること。
- (2) 作業工程については、警察学校の運営に支障のないよう、事前に十分協議すること。
- (3) 作業中は、各種事故防止や作業員の安全に留意するとともに、受注者の責任と負担により、復旧及び補修を行うこと。
- (4) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、双方協議の上、定めるものとする。

別添

ファンユニット仕様表

系統名		型式	台数	送風機								電動機			フィルター				備考
				SE EA	静圧Pa			風量 m3/h	送風機 型式	風量 調整	防振	動力 kw	極 数	Hz	フィルター型式	効率 %	現設置フィルター型式 (日本バイリーン(株)製)	効率 %	
					全	機外	機内												
給気ファンユニット	FSU-1	CFF 62 RT	1	SA	402	140	262	51,300	AF36A	INV	スプリング防振	15.00	4	60	パネルフィルター	AFI-80%	PS/600 (再生型)		
	FSU-2	CFF 62 RT	1	SA	402	140	262	51,300	AF36A	INV	スプリング防振	15.00	4	60	パネルフィルター	AFI-80%	PS/600 (再生型)		
排気ファンユニット	FEU-1	CFF 71 RT	1	EA	967	160	807	53,900	AF36A	INV	スプリング防振	30.00	4	60	パネルフィルター	JIS-85%	DS-340R-31-M (非再生型)		LVER-104×4台 組み込み
															中性能フィルター	JIS-90%	TSL-56-90-P (〃)		
															HEPAフィルター	DOP-99.97%	VH-100-500AW (〃)		
	FEU-2	CFF 71 RT	1	EA	967	160	807	53,900	AF36A	INV	スプリング防振	30.00	4	60	パネルフィルター	JIS-85%	DS-340R-31-M (非再生型)		LVER-104×4台 組み込み
															中性能フィルター	NBS-90%	VZE-90M-56F (〃)		
															HEPAフィルター	DOP-99.97%	VH-100-500AW (〃)		

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
平居 秀一 殿

住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。
なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 14 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。
・再委託の相手方の会社概要
・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
平居 秀一

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負契約又は再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

別紙

暴力団排除条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約に基づく業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者及び担当者）

第3 乙は、本契約に基づく個人情報の取扱いの責任者及び業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、担当者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、担当者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（派遣労働者）

第4 乙は、本契約に基づく業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第5に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第5 乙は、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の制限等）

第6 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報を取扱う業務を再委託してはならない。また、再委託する場合には、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成

17年法律第86号)第2条1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)との契約に本特記事項と同様の内容を定めるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない(再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。))。

- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第11項に規定する個人番号関係事務を再委託する場合は、より厳格に再委託先において個人情報の適切な管理が図られることを確認しなければならない(再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。))。

(収集の制限)

- 第7 乙は、本契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(従事者への周知)

- 第9 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、本契約に基づく業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後においても当該契約に基づく業務を行うことにより知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して損害賠償の請求がなされる可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、個人情報の保護を徹底しなければならない。

(従事者の監督)

- 第10 乙は、従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
- 2 乙は、本契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う従事者の範囲を限定するものとし、当該従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 乙は、従事者が退職する場合、当該従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(複写又は複製及び加工の禁止)

- 第11 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等について、当該業務処理に必要な範囲を超えて複写し、又は複製及び加工してはならない。

(個人情報の安全管理)

- 第12 乙は、本契約に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から引き

渡された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、滅失及び改ざん（以下「漏えい等」という。）することのないよう、甲が示す方法により、個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等とその内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を講じなければならない。

（個人情報の帰属及び廃棄又は消去）

第13 本契約に基づく業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、全て甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲の指示に基づいて、前項の個人情報を廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第14 乙は、本契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに詳細を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は本契約が解除された後においても同様とする。

（安全管理の確認及び検査）

第15 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が、法及び本特記事項の規定に基づき適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は、必要と認めたとき、乙に対して個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

- 2 甲は、本契約に基づく業務の処理に伴う個人情報の秘匿性等とその内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年に1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 3 前2項の規定は、オンラインによる検査を実施することを妨げない。

（改善の指示）

第16 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措

置が十分に講じられていないと認めたときは、乙に対し、その理由を書面により通知し、かつ、説明した上で、安全管理措置の改善を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

(契約の解除等)

第17 甲は、乙が法及び本特記事項に定める義務を果たさない場合は、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるとともに、必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、法及び本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合は、甲にその損害を賠償しなければならない。